

質問への回答一覧②（令和元年12月4日時点）

問1 社会福祉法人の設立を進めており、審査が順調に進みますと法人設立承認が令和2年12月～令和3年1月になります。社会福祉法人の新設承認は開園の2か月前でも、申請できるのでしょうか。また、補助金に関しても対象となるのでしょうか。

（答） 社会福祉法人の設立を進めることと、保育所設置運営法人候補者募集に応募することを並行して進めることは可能です。また、設立準備中の法人の場合でも、募集要項P7に記載している2つの補助金〔(1)旧立花東幼稚園跡地の園舎等を撤去するための解体撤去工事費等に係る補助、(2)保育所を新たに設置するために必要な本体工事費等に係る補助〕の対象となります。

問2 選考結果はいつ確定しますでしょうか。

（答） 選定結果については、令和2年1月か、遅くとも2月には確定する予定です。

問3 工事着工が、法人未設立状態でも可能でしょうか？

（答） 社会福祉法人を設立準備中の場合でも、工事を着工することは可能です。